

○ 長期代船建造計画策定要領（平成30年 3月30日付け29水推第1221号水産庁長官通知）一部改正 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第3 水産庁長官による長期代船建造計画（第2期）の確認</p> <p>1 長期代船建造計画（第2期）を策定した漁業者団体は、別記様式第2号により水産庁長官に確認申請を行うものとする。水産庁長官は、提出された長期代船建造計画（第2期）について、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときには、漁業者団体に対して当該計画を確認した旨を通知するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）当該漁業者団体が作成する以下の関連施策の計画等と整合していること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>漁業・養殖業復興支援事業の復興計画（漁業・養殖業復興支援運営事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1633号水産庁長官通知）第2の2に基づき中央協議会の認定を受けたもの）</u></p> <p>④（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第3 水産庁長官による長期代船建造計画（第2期）の確認</p> <p>1 長期代船建造計画（第2期）を策定した漁業者団体は、別記様式第2号により水産庁長官に確認申請を行うものとする。水産庁長官は、提出された長期代船建造計画（第2期）について、次に掲げる要件のすべてを満たすと認めるときには、漁業者団体に対して当該計画を確認した旨を通知するものとする。</p> <p>（1）～（5）（略）</p> <p>（6）当該漁業者団体が作成する以下の関連施策の計画等と整合していること。</p> <p>①・②（略）</p> <p>③ <u>漁業・養殖業復興支援事業の漁業復興計画（漁業復興支援運営事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1819号水産庁長官通知）第2の2に基づき中央協議会の認定を受けたもの）</u></p> <p>④（略）</p> <p>2・3（略）</p>

附 則（令和8年4月7日付け7水推第1655号）

この通知は、令和8年4月7日から施行する。